

議案第65号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部改正について

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和元年8月7日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、令和元年10月11日に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受け木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、関連する条例の一部を改正するものです。

木津川市条例第 号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
(平成27年木津川市条例第4号) の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改め
る。

第2条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、
第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
(給与の内扱)
- 2 改正後の木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の木津
川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基
づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

参考資料（議案第65号）

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(手当)	(手当)
第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。	第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 期末手当	(2) 期末手当
ア (略)	ア (略)
イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条 (略) (手当)	第1条～第3条 (略) (手当)
第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 期末手当 ア (略) イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 期末手当 ア (略) イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)